

他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則

(平成20年11月20日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第25条及び第25条の2の規定に基づき、他の高等専門学校における授業科目の履修（以下「他の高等専門学校における履修」という。）及び高等専門学校以外の教育施設等における学修（以下「大学等における学修」という。）に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 「単位認定」とは、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で修得した授業科目及び単位を本校において認定することをいう。
- 二 「単位振り替え認定」とは、他の高等専門学校及び高等専門学校以外の教育施設等で修得した科目及び単位を本校の授業科目に振り替えて認定することをいう。
- 三 「技能審査の単位認定」とは、別表に掲げる技能審査試験に合格したものを単位認定することをいう。

(大学等における学修)

第3条 大学等における学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

- 一 大学又は短期大学の専攻科における学修
 - 二 高等専門学校の専攻科における学修
 - 三 専修学校の専門課程に関する修業年限が2年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 四 技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査に係る学修で、佐世保工業高等専門学校において高等専門学校の教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 2 前項第4号に規定する学修は、別表に掲げる技能審査とする。

(学修の手続)

第4条 学生が、他の高等専門学校で履修する場合及び前条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する教育施設において学修する場合は、大学等における学修許可願（様式第1号）により、校長の許可を受けなければならない。

- 2 学生交流に基づく場合は、別に定めるところによる。ただし、単位修得の認定申請については本規則によるものとする。

(単位修得の認定申請)

第5条 他の高等専門学校で修得した単位及び大学等における学修で修得した単位の認定を受ける場合は、大学等における学修単位等認定申請書（様式第2号）に単位取得証明書、

成績証明書及び合格証明書(写)等を添えて、校長へ申請するものとする。ただし、本科は、1月末までに申請するものとする。

- 2 第3条第1項第4号に規定する技能審査に合格した場合は、大学等における学修単位等認定申請書(様式第2号)に合格証明書(写)を添えて、1月末までに校長へ申請するものとする。

(単位修得の認定)

第6条 前条の規定により申請があった単位修得の認定は、校長が行う。この場合において、校長は、単位修得の認定をしようとするときは、教務委員会又は専攻科委員会に諮問するものとする。

(成績の評価)

第7条 前条の規定により認定された成績の評価は、認定とする。

附 則

- 1 この規則は平成20年11月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 佐世保工業高等専門学校における高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。